

パブリックコメントの結果について

1 小牧市に寄せられた意見

| No. | 意見 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 計画の名称が「小牧市…」となっていますが、2市2町に及ぶ計画であり、その市町連名、または「尾張北部区域…」とした方が自然に感じます。 | 本計画の内容は2市2町で共通する基本理念や基本施策等となっており、共通理解のうえ連携しながら進めていくものとなっておりますが、成年後見制度利用促進法において、「市町村は、(中略) 当該市町村の区域における (中略) 基本的な計画を定めるよう努める」と規定されていることや、市として施策を進めるにあたり、小牧市としての計画が必要であることから、「小牧市成年後見制度利用促進計画」としております。 |
| 2 | 高齢者のひとり暮らしがますます増えていくと思います。そんな高齢者が認知症等要介護の状態になったとき、その人の生活サポートや財産管理のことが問題になってくると思います。それに備えての任意後見契約が今後重要になってくると思います。これをターゲットとした取り組みの展開を望みます。 | 高齢者ひとり暮らしの方の生活支援、財産管理は重要な課題であると認識しています。基本施策3において、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談センターなどと、ともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していく考えを示しています。任意後見制度については、この一環として普及啓発を推進してまいります。 |
| 3 | 民事信託の活用も有効と思います。 | 財産の管理や処分について民事信託の活用は有効な手法の一つと考えますが、身上監護や福祉的な支援を充実していく観点から本計画により、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。 |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | <p>ケアマネジャーや民生委員等、対象者の発見の機会が多い職種との有機的な連携の構築が大切と思います。</p> | <p>基本施策3において、「権利擁護支援を必要とする人を早期に発見する取組の重要性に鑑みて、各市町のさまざまな見守りなどの地域づくりの取組に積極的に関わっていきます」としています。ケアマネジャー、民生委員の方も含め、地域や関係機関との連携を強化していく取組を進めます。</p> |
| 5 | <p>成年後見に関連する支援の経験や実績を持ついわゆる身元保証団体との協力関係構築や連携、役割分担等についての対話や協議が大切と思います。</p> | <p>国の第二期成年後見制度利用促進基本計画のⅡ1(2)②の中で、「公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス、本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されています。そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。」と記載されています。</p> <p>このことから、本計画では基本施策3において、「権利擁護支援の対象となる人や家族が抱える複合的な課題に対応していけるよう、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に係る社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談センターなどとともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していきます。」としており、今後、地域連携協議会の中</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | | で取り上げて議論していく課題であると認識しています。 |
| 6 | 地域包括ケアシステムの一環の中の成年後見制度利用促進という機能、という捉え方が大切だと思います。 | <p>国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会を目指す重層的ネットワークの構築が求められています。</p> <p>成年後見制度の利用促進については、本計画により、地域包括ケアシステムやその他の生活困窮者支援ネットワークなどと重層的に取り組んでまいります。</p> |

2 扶桑町に寄せられた意見

| No. | 意見 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>高齢化が進む社会における成年後見制度は、必須であり、扶桑町がどのような取組みをしていくのか、注目していきたい。今回、提示された促進計画の意見公募に以下のようなコメントを提示する。</p> <p>1 概括</p> <p>本促進計画は、法的根拠に基づき広域における促進計画としてまとめられたものと理解するが、後見制度の最も重要なポイントである権利擁護について行動計画の扶桑町での具体的内容を知りたいと思っている。即ち、本促進計画からのアクションプランが引続きを提案されるものと思っている。この促進計画には、後段で基本施策が記述されているが、基本的な記述にとどまっており、実行面での内容が乏しい感がある。</p> | <p>1 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の4市町では、成年後見制度の利用促進という課題について、尾張北部権利擁護支援センターを4市町の中核機関として共同設置するなど、連携して取り組むこととしているため、4市町で共通認識をもち、広域で取り組むことが効果的な事業については積極的に広域で取り組みたいと考えています。</p> <p>一方で、4市町はそれぞれに個性のある自治体ですので、各市町において優先的に取り組むべき課題もあり、さらに発展させることのできる既存の取組もありますので、御指摘のとおり、各市町独自の取組についても、深めていく必要がありますが、3に記すように、まずは、広域での地域連携ネットワーク協議会を中心に検討を進めていく予定です。その上で、各市町においては、既存の会議を活用して、計画推進にかかる検討を進めて参ります。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 2 | <p>2 計画策定の趣旨</p> <p>「成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援」という表記には、言葉の遊びとしか思えない。今回の利用促進は、あくまでも成年後見制度の範囲であり、広げることなく集中して権利擁護を考えてもらいたい。また、市町村福祉計画との関係では、表のまとめも計画作成がない市町村もありまとまりに欠ける。また、表から意味不明な箇所もあって促進計画の内容として不十分と思われる。</p> | <p>2 成年後見制度については、従前は、財産管理の制度との理解が多くありましたが、現在では、権利擁護支援（ひとりひとりが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう支援すること）のツールのひとつであるとの理解が広まっています。目的である「尊厳のある本人らしい生活」を支えるためには、成年後見制度のみでは足りず他の権利擁護支援の仕組みやツールを組み合わせる必要があるとの認識を記したものです。</p> <p>他の市町村福祉計画との関係については、それぞれの計画が独立したのではなく、相互に矛盾無く連携したものであるとして、今後取り込んでいく必要があることから、策定年次等をあきらかにしたものです。</p> |
| 3 | <p>3 現状課題</p> <p>整理された課題について、市町村単位で実行計画を作成して検討を進めていくのではなく、この地域連携協議会の場で進めていくという方法をとるといいますか？ 特徴ある地域独自性を考慮すると市町村単位で進めることのほうが、市民の受け止め方も理解しやすいと思われる。</p> | <p>3 整理された課題については、地域連携協議会の場を中心に、検討を進めていく予定です。例えば、市民後見養成事業を始め各市町が単独で取り組むよりもより効果的に実施できる事業が多くあることから、広域での事業展開も考えていきたいと考えています。また、年二回を予定している地域連携ネットワーク協議会の場だけでなく、市町ごとの権利擁護支援の課題を検討し、事業を検討する場も必要と認識していますが、そのような枠組みづくりについてもまずは地域連携ネットワーク協議会の場で協議していくものと考えています。</p> |
| 4 | <p>4 権利擁護の点から成年後見人の研修は重要であり、個人情報保護からも資格要素が必要ではないかと考える。</p> | <p>4 専門職については、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体において、研修が行われているところです。個人情報保護についても、専門職についてはそれぞれ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>の倫理規程等により徹底が図られています。</p> <p>親族後見人については、尾張北部権利擁護支援センターが、親族後見人のつどい等後見人支援を行う際に、研修や専門相談の機会を提供すること予定しています。</p> <p>今後実施を予定している市民後見人の養成にあたっては、個人情報保護にも留意し、権利擁護の視点に立った後見人候補者の養成を進めていく予定です</p> |
|--|--|--|